内閣衆質一八九第三九九号

平成二十七年九月八日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員小宮山泰子君提出子ども・被災者支援法における支援対象地域に関して政府における科学的見

解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小宮山泰子君提出子ども・被災者支援法における支援対象地域に関して政府における科学

的見解等に関する質問に対する答弁書

## 一について

国際放射線防護委員会(以下「ICRP」という。)は、放射線に関する専門家から構成される国際組

織であり、 我が国においても、従来から、その勧告を放射線防護対策を講ずる上での基礎として取り入れ

ているものであるが、ICRPの平成十九年の勧告等においては、 放射線による人体への影響について、

疫学的な研究では、 よそ百ミリシーベルトまでの線量ではがんのリスクが高まることは明らかにされていないとしている。 百ミリシーベルトより高 い線量ではがんのリスクの可能性が高くなるとされるが、 お

## 一について

原子力規制庁が実施している航空機モニタリングの結果に基づき推計した外部被ばく線量は、 東京電力

株式会社福島第一原子力発電所事故発生時と比べ、大幅に低減しており、 各市町村で実施している個 人被

ばく線量 の測定、 福島県が実施しているホールボディ・カウンタ検査及び厚生労働省等が実施している食

品検査等の結果の数値も相当程度低いものとなっている。

御指摘の「科学的反論をも示す」は、いまだ十分に解消されていない被災者の放射線による健康影響等

やすく丁寧に伝えることを表すものであり、 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(平

に対する不安に対して、放射線の健康影響等に関する国際的な知見や線量水準に関する考え方を、分かり

成二十七年八月二十五日閣議決定)においても、このことの重要性を示しているところである。